

- 年頭所感 -

2 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通 全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

- 建設業協会 -

- 5 建設企業ガイダンスを開催 中筋会長叙勲 会員現状調査を実施
- 7 平成31年度事業予定

建災防県支部

3 出雲大社で安全祈願 県内建設業の労働災害発生状況 年度末労働災害防止強調月間 安全帯が「墜落制止用器具」に変更 月間商品のご案内 講習予定表(平成31年度)

建退共島根県支部

12 退職金を受け取るには

- DCプラン -

16 マッチング拠出制度

一般社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17号 TEL0852(21)9004 FAX0852(31)2166

平成31年2月1日発行

车頭所感



「国土強靭化」と 「働き方改革」

一般社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

明けましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

今年は今上天皇のご退位により、新たな元号が制定される特別な年になります。また、統一地方選挙の年でもあり、各地で選ばれたリーダーが新しい時代を 牽引して、活力ある日本を地方から創造していただきたいと願うところです。

さて、平成の30年間を振り返ってみますと、ベルリンの壁の崩壊、東西ドイツ統一、湾岸戦争勃発、ソ連崩壊、2000年代に入って、アメリカ同時多発テロ、リーマンショックなど世界的に大きなうねりを起こす事象が立て続けに発生しました。

一方、国内では、消費税の開始、バブルの崩壊、自民党分裂、そして政権交代など世情の変化も著しく、一般家庭へのパーソナルコンピュータや携帯電話の普及により、インターネットやメールの利用人口が飛躍的に増加して、私たちの生活環境や労働環境が、凄まじいスピードで進歩した時代でもあります。

また、地下鉄サリン事件も特異な事件として強く印象に残るものでした。そして、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、九州北部豪雨災害、西

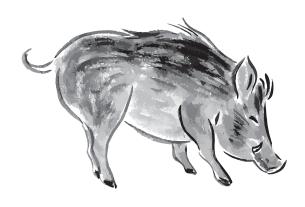
日本豪雨災害、北海道胆振東部地震など国内の主な自然災害の犠牲者は、30年間で実に22,000人余りにも及び、まさに災害大国と言わざるを得ない状況であります。

このような災害を予防するインフラ整備や、災害発生時に真っ先に駆け付け、最前線で復旧活動にあたるのは私達建設業者であります。地域の安全・安心を確保し、信頼される優良な企業として存続するよう努力を重ねているところですが、若者の入職が極端に減っている現実を見ると、将来の安全を確保する体制の維持は黄信号の状況と言わざるを得ません。

現状を打破するためには担い手確保が喫緊の課題です。平成の半ばに学校週5日制が導入され、その環境で成長した若者たちが完全週休2日を求めるのは当然とも言え、私たちは若者たちが求める環境整備に全力を注がなければなりません。地域間格差、企業間格差が著しく地域建設業の経営状況が依然として厳しい状況下で、週休2日を確保するのは経営者にとって大きなリスクと言わざるを得ませんが、先ずは建設業界のイメージ一新、そして変革こそが重要であり、労働環境の整備を図り、「働き方改革」に、会員企業一丸となって取組んで行かねばなりません。

いかなる自然災害でも被害を最小限に留めて犠牲者を無くし、地方の衰退を押し留める努力を行政の協力と指導の下、推し進めてまいりたいと思います。 「国土強靭化」と「働き方改革」実現に向けて、猪突猛進!の年です。

頑張って行きましょう、ありがとうございました。



车頭所感



『一致団結し、積極果敢に課題解決に取組む覚悟』

一般社団法人 全国建設業協会 会長 近藤 晴貞

平成31年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。 平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて 厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月の北陸地方西部を中心とする、1981年の

『五六豪雪』以来37年ぶりの記録的な大雪に始まり、4月の「島根県西部地震」、6月の「大阪府北部地震」、7月の西日本を中心とする「平成30年7月豪雨災害」、そして、8月には東日本における「統計開始以来の猛暑」、さらに9月の台風21号等の襲来や「平成30年北海道胆振東部地震」と、例年以上に全国各地で自然の猛威・災害が頻発化した1年でございました。こうした年々激甚化する自然災害は、改めて、防災・減災対策が最優先かつ喫緊の課題との認識を共有させ、さらなる強靭な国土づくりへの計画的かつ着実な進化を強く求められているところであります。

そうした中、建設業界におきましては、公共工事設計労務単価が6年連続で引き上げられ、予算ベースで全体として見れば安定的に推移している状況であるものの、建設投資の偏りは依然として解消されず、首都圏と地方圏との事業量の地域間格差や大企業と中小建設業との企業間格差が近時一層拡大し、地域の建設企業の多くが厳しい経営環境を強いられている状況であります。また、本年4月から施行される改正労働基準法等の働き方改革関連法では、労働時間に関する制度の見直し等が行われることになり、経営環境も大きく変化することが予想されております。

法改正に伴う時間外労働の罰則付き上限規制適用は、建設業界におきましては、5年間猶予されることとなりましたが、長時間労働是正を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」、「女性等の多様な人材が活躍できる環境整備」、更には「建設生産プロセス全体を通じた生産性の向上」といった働き方改革は、担い手の確保・育成に向け、欠かすことができない重要な取組みの1つとなっております。

私ども地域建設業には、「地域インフラの担い手」、「災害時などの緊急時の公的な任務の担い手」、「地域の成長エンジン」といった社会的使命が期待されております。そうした期待に、将来に亘って応え続けるには、私ども自らが、積極的に働き方改革を含めた様々な施策を推進し、建設産業を魅力的な産業へ変えていくことが大変重要なことであります。そのためには、地域建設企業の健全経営の裏付けとなる適正利潤の確保が必要であり、それには、事業量が安定的・持続的に確保されることが不可欠であることはご承知の通りであります。

平成30年度は、関係者の皆様の御支援を得て、私共が強く求めていた大型補正予算が2次にわたって編成され、第2次補正予算は、来年度の当初予算とともに、今月召集の通常国会で審議の予定となっております。予算につきましては、一日も早い成立に加え、執行に当たり、地域の実情を十分に踏まえた重点的な予算配分をお願いするところであります。

また、今月召集の通常国会では、適正利潤の確保を謳った改正品確法等の担い手3法の改正も予定されていると承知しています。

新たな法制度につきましては、適切に運用され、全国津々浦々にまで、ご理解頂くには、常に、声を上げ続けていくことが重要であると強く感じているところであります。

本年も、全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、積極 果敢に、課題解決に取組む覚悟でございますので、引き続き、ご理解ご支援のほど何卒よろしくお願い申し 上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

理殿慧協盒





12月13日、松江市内で「建設企業ガイダンス」を開き、地元建設企業27社が参加した。

20年春卒業の松江工業高専環境・建設工学科4年生と、松江工業高校建築都市工学科、出雲工業高校建築科、松江農林高校環境土木科、出雲農林高校環境科学科の2年生総勢200人が訪れ、担当者から仕事の内容や必要な資格、福利厚生などについて熱心に聞いていた。

近年の就職状況について学校関係者は「進学・公務員と就職が半々。就職も県外の準公営企業など安定志向が強く、県内企業へは4~5人といった状況」。「2年生の8割以上が就職志望だが、そのうち半数は県外を希望している」と話していた。



17年から参加しているという企業の担当者は「監理技術者は求人を出しても応募が来ない状況が続いている。若い世代を育てていくためにも、今後は新卒者を採用したい」と意欲的。

建設企業ガイダンスは今年で5年目。新卒者を対象に企業PRの場として提供し成果を挙げている。今回は農林高校2校が増えたこともあり、参加企業は17年を大幅に上回った。中筋会長は「建設業の役割や誇りを持てる仕事だということを知ってもらう良い機会。土木・建築の専門課程で学んだ若者が他業種に行くのは残念なこと。われわれも企業のPRと併せ、建設業の魅力発信に努めたい」と話した。

旭日小綬章

中筋 豊通氏(70)

島根県建設業協会会長



1971 (昭和46) 年、中筋組(出雲市) 監査役、83(昭和58)年、同社代表取締 役に就任。 97 (平成9) 年から県建設業 協会の理事を務め、副会長を経て、2010 (平成22) 年からは会長を務める。

中筋組監査役に就任以来、47年間一貫 して建設業に従事。 社と地域建設業界の 充実・発展に努めた。 代表取締役就任後 は、社の近代化・組織化を促進。 いち早 く IT (情報技術)の重要性を認識し、傘 下グループ内にIT系企業を設立。 協力 企業や建設業協会加盟企業のIT化にも積 極的に取り組み、建設業界全体の近代化に 貢献した。 県建設業協会会長として常に

には、県内建設企業の中長期の将来像を描 いた「県建設業将来ビジョン」を策定する など地域建設業の振興に寄与した。

また、人口減少や建設従事者不足に対応 するため、学生向けの企業ガイダンスや建 設産業のイメージアップキャンペーンを展 開。県内建設業への入職促進に尽力する。

建設業と地域の関わりを重視。 14年5月

中筋会長は「皆さまの協力があっての受 章と感謝している。 業界だけでなく地方 経済の振興に寄与できるよう、いっそう精 進したい」と抱負を語る。

会員現状調査を実施しています

建設業協会では、平成23年度から、業界の現状把握と、今後の要望 活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とすることを目的に 「会員現状調査」を実施しています。会員企業の皆様にはご協力を賜り



ましてありがとうございまし



今後はこのいただいた回答をまとめ、"通常総会での資 料"や"理事会・委員会等での資料"、"意見交換会や要望 活動における意見のバックデータ"として活用いたします。

一年成的年度 电影定



	島根県建設業協会	建災防島根県支部	島根県土木施工管理技士会	島根県農林建設業協会連合会
4	8 (月) 事務局長会議 22 (月) 監査会 26 (金) 理事会	22 (月) 監査会 26 (金) 理事会	9 (火) 監理技術者講習	22 (月) 監査会
5	22 (水) 理事会 定時総会 協議員会	22 (水) 通常代議員会	9 (木) 監査会 理事会 23 (木) 通常代議員会	22 (水) 通常総会
7				
8	8~9月 国土交通省中国地方整 備局との意見交換会 島根県との意見交換会 島根県建設産業人材確 保・育成推進協議会		1 (木) 中国土木施工管理技士会 連合会通常総会	
9	9~11月 高校生の現場見学会	26 (木) 第56回全国建設業労働 災害防止大会(福岡市)	現場見学会	
10	17 (木) 中国ブロック地域懇談会 平成31年度建設業協会 中国ブロック協議会意 見交換会(鳥取市)	中・四国ブロック会議	II MANAGEMENT	
00				
12	12~2月 土木·建築·労働委員会			
1		安全祈願祭	支部長会議	
2		. H	研修会	
3				理事会、研修会

建災防島堀県芝部

出雲大社で安全祈願

建災防県支部(中筋豊通支部長)は 1月17日、出雲大社を参拝し安全祈願 を行った。島根労働局の安江労働基準 部長、鷹中健康安全課長はじめ、各分 会の代表者ら17人が出席。拝殿で祈祷 した後、本殿に参拝。中筋支部長と高



橋労働基準部長が玉串を奉納し、全員で拝礼。今年一年の無事故無災害を祈願した。

昨年県内で発生した建設業の労働災害は、速報値によると93人で、昨年より3人増加。さらに、死

亡災害は3人で、目標である「死亡災 害ゼロ」を達成することができません でした。

今年こそは、気持ちを新たに会員および協会をはじめ関係者が一丸となり「死亡災害ゼロの達成」「死傷災害件数では前年比減少」を目指し、リスクアセスメントとKYのレベルアップを図り、安全衛生管理の向上に努めましょう。

平成28年~30年(1月~12月)島根県内の建設業の労働災害発生状況

区分	28	3年	29	9年	30)年
土木工事業	(1)	33	(O)	29	(1)	34
木造工事業	(1)	18	(0)	21	(0)	16
建築工事業	(1)	42	(0)	27	(2)	29
その他の建設業	(1)	16	(0)	13	(0)	14
計	(4)	109	(O)	90	(3)	93

() は死亡災害

「年度末労働災害防止強調月間(3/1~31)が始まります!

3月1日~31日は年度末労働災害防止強調月間。特に、この期間は工事が逼迫し労働災害の可能性が極めて高くなります。週毎、日々の連絡調整を密にし、厳しい工程による安全設備の不備にならぬよう特に下記の徹底をお願いします。

- ★作業の前に計画を作成し打合せを行いましょう
- ★高所(2m以上)での作業は、安全帯の取り付け箇所を確認しましょう
- ★重機作業では、後進時の合図方法を取り決め実行しましょう

「墜落制止用器具」に変わります!

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
1	胴ベルト型(一本つり)	\rightarrow	胴ベルト型(一本つり)
2	胴ベルト型(U字つり)	\Rightarrow	×
3	ハーネス型(一本つり)	\rightarrow	ハーネス型(一本つり)

②には墜落を制止 する機能がないこ とから、改正後は ①と③のみが「墜 落制止用器具」と して認められるこ とになります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていた<u>ワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません</u>。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼 称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」 を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となり ますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面 に到達するおそれのある場合(**高さが6.75m以下**) は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。 「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、 フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

間商品のご

No.2 須田 亜香里 (SKE48)

お求めは、ご所属(お近く)の各地区 建設業協会(建災防県支部各分会)ま でお申し込みください。

ポスター ¥200 B2判(73×52cm)

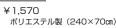
No. 1 堀田 茜 (乃木坂46)













ビニール製 (7.5×6cm) 10枚1組







¥1,570 ポリエステル製 (70×220cm)



建筑四里多定是 (平成31年夏)



平成31年度の講習会等の予定をお知らせいたします。

ホームページにも予定・案内などを掲載いたしますので是非ご覧ください。

講習名	学	科 講 習	実 技	講 習
	講習E	会 場	講習日	会 場
技 能 講 習				
	7月18日(オ	1 松江河畑セノター		
	7月19日(金	注) 組合会館	3	只+全
 	9月12日(オ	浜田建設会館		S PO
た物の組立し守い未工は有权能調白	9月13日(金	· 法山建议云路	8	16日
	11月14日(木			
	11月15日(金	出雲建設会館		_
地山の掘削及び	7月24日(水	()		
土止支保工作業主任者技能講習	7月26日(金	出雲建設会館		
型枠支保工の組立て等	10月29日(火	()		
作業主任者技能講習	10月30日(水	出雲建設会館		
建築物等の鉄骨の組立て等	11月21日(オ			
作業主任者技能講習	11月22日(金	出雲建設会館		
	4月4日(オ		4月9日(火)	アユミ工業(株)
	4月5日(金	出雲建設会館	}	アユニ上耒(株)
車両系建設機械	6月24日(月		6月26日(水)	(m) — \ \ P 2210
(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習	6月25日(火	浜田建設会館	}	(株)ライト実習場
	8月21日(水	() 山雨z東京人統	8月26日(月)	フコン工業(#)
	8月22日(オ	出雲建設会館	}	アユミ工業(株)
不整地運搬車運転技能講習	10月2日(水	く) 出雲建設会館	10月4日(金)	アユミ工業(株)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	10月23日(水	く) 出雲建設会館	10月24日(木)	アユミ工業(株)
	6月11日(火	() 出雲建設会館	6月13日(木)	アユミ工業(株)
 高所作業車運転技能講習 	9月3日(火	〈) 浜田建設会館	9月4日(水)	㈱ライト実習場
	10月10日(木	、) 出雲建設会館	10月15日(火)	アユミ工業㈱
特別教育				
小型車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転の業務に係る特別教育	11月5日(火	〈) 出雲建設会館	11月6日(水)	アユミ工業㈱
ローラー運転の業務に係る特別教育	7月8日(月	出雲建設会館	7月9日(火)	アユミ工業(株)

=## 5151 47	学 科	講習	実 技 講 習
講習名	講習日	会 場	講習日 会場
足場の組立て等の業務に係る特別教育	5月30日(木)	浜田建設会館	
た物の相立で寺の未務に徐の特別教育	5月31日(金)	出雲建設会館	
	4月16日(火)	出雲建設会館	
	6月14日(金)	浜田建設会館	
 フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	6月27日(木)	松江流通センター 組合会館	
プルバー不入空女主帝使用「「未付別教育」	11月29日(金)	浜田建設会館	
	12月17日(火)	出雲建設会館	R 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2
	1月9日(木)	松江流通センター 組合会館	
低圧電気取扱い業務に係る特別教育	4月19日(金)	出雲建設会館	
自由研削用といしの取替え等の 業務に係る特別教育	10月1日(火)	出雲建設会館	
安全衛生教育			
	6月4日(火)	松江流通センター	
	6月5日(水)	組合会館	
	8月5日(月)	`GT7.4=0.人命	*
職長・安全衛生責任者教育	8月6日(火)	浜田建設会館	
	12月5(日(木)		
	12月6日(金)	出雲建設会館	
職長・安全衛生責任者能力向上教育	11月27日(水)	出雲建設会館	
車両系建設機械(整地用等)運転業務 従事者安全衛生教育	7月5日(金)	出雲建設会館	
建設業等における(管理者・作業者)の ための熱中症予防教育	8月2日(金)	出雲建設会館	
現場管理者統括管理講習	1月24日(金)	出雲建設会館	
足場の組立等作業主任者能力向上教育 (定期)	0.0.0.5 (4)	11177777777	
施工管理者等のための 足場点検実務者研修	8月8日(木)	出雲建設会館	
新・総合工事業者のための リスクアセスメント研修	1月30日(木)	出雲建設会館	

受講申込を支部および各分会にて常時受け付けていますので、日程をご確認いただき、協力会社への周知・受講勧奨も含めた受講計画をご検討くださいますようお願いいたします。

また、定期開催以外にも、出張講習を承っております。詳細につきましては、当支部のホームページをご確認ください。

退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。

(なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)

請求するには?

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人 番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は?

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は?

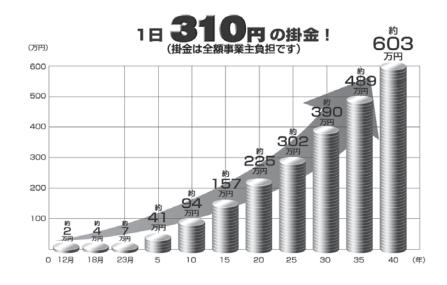
退職金については、下の表のとおりとなっており、**働いた年数が長いほど 有利になります**。

掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3~5割程 度の額となっております。

12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



3-1	内付年数 目数)	退職金額 (単位:円)
1年	(12月)	23,436
	(18月)	48,174
	(23月)	76,167
2年	(24月)	156,240
5年	(60月)	410,781
10年	(120月)	945,903
15年	(180月)	1,572,816
20年	(240月)	2,256,366
25年	(300月)	3,029,754
30年	(360月)	3,902,745
35年	(420月)	4,898,775
40年	(480月)	6,036,723



退職金請求書

\neg	年月日	平成		年		月	П		職金請求 生 年		□成	П	П		年	Т	月		3	日
2.2		+	\forall		\vdash	ト・ドウ	Н	96	1 T	H P 1	T		\forall	\top	+	T		\Box	\top	1
請求	現	フリカ・ナ	\forall	+		フ・ケン	H	+	\forall	\forall			7		†	1	T		1	1
	住	₹Γ	╁	$\dot{\Box}$	亍	\Box	\vdash				都・道						Т	市	· 区	
本人	-		番号	ш	ш	Ш	_				存・県							郡		+
又	所	(1HF 77)		_														ı
は遺	氏	フリカ・ナ	П	T	П	\top	П	Τ,		\top		j	直族計	身求の	場合	[被封	 注済者	皆との組	続柄]	1
族	名									Œ) er		配	禺者	Ē] 父				
\perp		Auto II	*** ***	w. D	-			Del	_	(-)	押印	11		_	<u> </u>	_	の他(()
	Т	被共	済 者	番 号	7	l e	#	別女	明	コたし	昭口	少少	4	K	年	1		FI I	П	日
_	被:	共済	者氏	名 (「オ	リタカン		詰め	2.3	治L √)	IJŒĹ 	和上				7	- 1		1	닉	-
\Box							Ŧ			1	請求	事由			L	職種	Ì			1
- 1																				_
_										冊目				交	付	年	月			1
		の表紙							→	# [昭和		平[交]	付	年年		Ι	月	
	反込:	金融模	と関に	ついて	てご言	己人下	ない		→ □	##	昭		平口	金融	機関の	名ので	口座名		普通預	
	反込:		と関に		ご言	2入下 1座振	でさい 込	١.	→ □		昭和		平口	金融	機関の番号等	窓口での確認	口座名印をも	らって	普通預	
2. 拔	振	金融核 込 フ	と関に	つい ^っ	でご言	已入下 1座振 協同組	さい 込 合・ネ	ットノぐ			昭和		平口	金融	機関の番号等	名ので	口座名印をも	らって	普通預	
振込金	振	金融模	と関に	つい (銀行 農業	(ご言) 漁業 信組	2入下 1座振 協同組 用金庫 合	さい 込 合・ネ 信用 所工中会	ットバミ		変 表 表 方 店	昭和	ん。	平口	金融	機関の番号等	窓口での確認	口座名印をも	らって	普通預	
振込金融	振金口	金融核 込	関と	つい	(ごう 漁業 信組 けいで	上入下 上座振 協同組 用金庫 商 分働金	さい 込 合・ネ 信用 所工中会	ットバミ	/クは、お [の扱い	昭和	ん。	平口	金融	機関の番号等	窓口での確認	日座名印をも	らって	普通預	
振込金	版 金 口請	金融機	関と	のいる 銀行 農業 信託 「カタス 記入して	漁業 信組 け」でい	上入下 協同組 用金庫商 労働金	込 合・ネ 信用 所工中公庫	ットバン	クは、お	支店支所	昭和和出張	」 た。 所	平[]	金融口座	機関の番号等	窓口での確認	日座名印をも	部印	普通預	
振込金融機	反込 振 金 口讀 預金	金融機 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関と	つい	漁業 信組 け」でい	上入下 協同組 用金庫商 労働金	込 合・ネ 信用 所工中公庫	ットバン		支店支所	昭和和出張	」 た。 所	平口	金融口座	機関の 番号等 金融機 ・金融機	窓口での確認の金融材	日中でもも	188印	普通預	
振込金融機	泛 振 金 口 請 預 金 普通	金融機 込 が 融 機 座 水 利 と	関名人じ座	のいる 銀行 農業 信託 「カタス」 記入して 番号(右	漁業信組が下きいて	店人下 店司組 用金庫商 労働金	る・ネ 信用 信用 定庫	ツトバン別組合金	クは、お	支店支所	昭和和出張	」 た。 所	平[]	金融口座	機関の 番号等 金融機 ・金融機	窓口での確認の確認を動物	日中でもも	188印	普通預	
振込金融機	泛 振 金 口 請 預 金 普通	金融機 込 が 融 機 座 水 利 と	関名人じ座	のいる 銀行 農業 信託 「カタス」 記入して 番号(右	漁業信組が下きいて	店人下 店司組 用金庫商 労働金	合・ネ信用所工中会を確	ツトバン	クは、お 本店 本所 金融機関	支店支所	昭和出張	」 た。 所	平[]	金融口座	機関の 番号等 金融機 ・金融機	窓口での確認の金融材	日中でもも	188印	普通預	
振込金融機関	版 金 口請預金 普通 ※ ODA ~ ODA	金融機 座水種種 の該当区	関 名 美同 口座:	のい 銀行 銀 行 最 信	流 漁 に に に に に に に に に に に に に	記入下 協同組 用金庫商会 労働会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	込 合・ネ 信用 原工中 を庫	ットバン 用組合 を加え 職所得の	クは、末 本店本所 金融機関	取扱い 支店 下さい。 確認はる申告	昭和 出張	たた。	平成	金融性 ※	機関の等 金融機関の ・ 振込・ ・ 要事写	製口で記の確認の確認の機構を関する。	印をもも	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	普通預でさい。	印
振込金融機関 以下の	版 金 口請金 ※ の A ~ 告書	金融機 名と	関名 人 「 」 法	(銀行機能にある)では、 ・ の場合にい場合にい場合にい場合にい場合にい場合にいる。	流 漁 常 に は に に に に に に に に に に に に に	日本版 協同組 用金庫商会 労働会 だき、裏面会の20.4	込合・ネ 信用中心 信用 信用 通面 「退退 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し	ットバン 用組合 職所得別特別	クは、末本所本所の受給に関する。 本所のでいる。 本所のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	取扱い 支 方 下さい。 確認 きょせん。	昭和 田張川 振込 振込 「おきませ	たた。	平成	金融性 ※	機関の等 金融機関の ・ 振込・ ・ 要事写	製口で記の確認の確認の機構を関する。	印をもも	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	普通預でさい。	印
振込金融機関 以下の	版 金 口請金 ※ の A ~ 告書	金融機 名と	関 名 人 じ 座 分にのなる かんしょう 分に の かん	(銀行機能に 「カタス」で記入して 野号(右下の場合のを記入しい場合に 大変の方が	で記載 信組 による には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	記入下 事 お同 田企 庫 商 の 金 車 商 金 で き の の の た の の た の の た の の の の た の の の の の の の の の の の の の	さい 合・ネ 信用 信用 原面の「後速」 と)	ルットノくン 月組合 ・職所得別がある。	クは、末本所本所 金融機関 てご記入 所得給にをいます。	取扱い 支 方 下さい。 確認 きょせん。	昭和和田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	上 た店舗 職所得収を源り	平成	金融性 ※	機関の等 金融機関の ・ 振込・ ・ 要事写	製口で記の確認の確認の機構を関する。	印をもも	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	普通預でさい。	印
振込金融機関 以下の	版 金 口請金 ※ の A ~ 告書	金融機 名と	関名 人 「 」 法	のレン 銀 行 機 信託 「カタス」 お 子 し お 子 し お 子 し お 子 し お 子 し お 子 し な 場 合 は	で記載 信組 による では、 番 には、 では、 番 には、 では、 番 ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	記入下 事 は に に に に に に に に に に に に に	さい 合・ネ 信用中 信用中 通面の「退退を復復としている」。 はは、1000年 1000年 1	ットバン 用組合 を加える 職所得別の	クは、末本所本所の受給に関する。 本所のでいる。 本所のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でご記入のでいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	取扱い 支 方 下 ない。 を	昭和 田書書 田豊田 田書	先店舗職所得収を源り	平成	金融口座 ※	機関の等金金金融機能と、変要する。	名を記している。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 をいる。 をしる。 をしる。 をし。 をしる。 をしる。 をし。 をし。 をし。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をしる。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし。 をし	印をもも	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	普通預でさい。	印
振込金融機関 以下の	版 金 口請金 ※ の A ~ 告書	金融機 名と	関 名 人 じ 戸座: およ の 日本	(銀行 農産 により は できます できます は しょう は できます は しょう は できます は しょう は できます は しょう は は しょう は しょう は しょう は は しょう は	で記載 信組 かい では、 は では、 は では、 は ままままままままままままままままままままま	記入下 事 は に に に に に に に に に に に に に	さい	ットバン 用組合 職所得別のでは、 が、 で、た年	クは、末 本所 金融機関 でご記入 ・ の受給に関する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取扱い 支 支 下 確 記きません。 欄に該当	昭和 田書書 田温 振込 振込 振込 ほうしゅう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	た店舗職所得渡る。	平成	金融口座 ※	機関の等 企業機械 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融	会 を	日 日 中 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らって	普通預でさい。	印
振込金融機関 以これだ 記書	反込 振 金 口請金 ※ の申し、 の中し、 の申し、 の の の の の の の の の	金融機名人と ・ 一 本番 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関 名 人じ座 3分に○16分別に 分 A B C	のい 銀 作業 原	で 漁 信組 ・ 協級ナト下 詰 は てい。 ・ は でい。 ・	記座編組 用合労働 記記 号の 生命の 事事 ままり ままり ままり ままり ままり おままり ままり ままり ままり まま	さい A 信中 () () () () () () () () () (ットバン 別組合 ・職所得別ので以上に になった。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	クは、ま 本 本 所 金融機	取扱い 支 支 を する ない。 を	昭和 田書書 田温 振込 振込 振込 ほうしゅう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	た店舗職所得渡る。	平成	金融口座 ※	機関の等 企業機械 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融	会 を	日 日 中 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らって	普通預でさい。	印
振込金融機関 ドのだだ 記上	反込 振 金 口請金 ※ の申し、 の中し、 の申し、 の の の の の の の の の	金融機名人と ・ 一 本番 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	関 名 人じ座 6ケタ以 分にがな	のい 銀 作業 原	で 漁 信組 ・ 協級ナト下 詰 は てい。 ・ は でい。 ・	記座編組 用合労働 記記 号の 生命の 事事 ままり ままり ままり ままり ままり おままり ままり ままり ままり まま	さい A 信中 () () () () () () () () () (ットバン 別組合 ・職所得別ので以上に になった。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	クは、末本所本所の受給に限なり、事ののB・Cでにもが、	取扱い 支 支 を する ない。 を	昭和 田書書 田温 振込 振込 振込 ほうしゅう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	た店舗職所得渡る。	平成	金融口座 ※	機関の等 企業機械 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融	会 を	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らって	普通預でさい。	印
提込金融機関 以これだ 3.上平証	反 振 金 口請金 通 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	金融機名と	関 名 人じ座 6ケタ以 分にがな	のいる ・ 銀 作 と は と は と は と は と は と は ま ま ま ま ま ま ま ま	で 漁 協とす下語 は、て、はまで、等すます。 本 信組 ではます。 ・ 当請請する。 ・ は ではます。 ・ 当請請する。 ・ は ではます。 ・ は ではます。 ・ も は では で	記座編組 用合労働 記記 号の 生命の 事事 ままり ままり ままり ままり ままり おままり ままり ままり ままり まま	さい A 信中 () () () () () () () () () (ットバン 別組合 ・職所得別ので以上に になった。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	クは、ま 本 本 所 金融機	取扱い 支 支 を する ない。 を	昭和 田書書 田温 振込 振込 振込 ほうしゅう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	た店舗職所得渡る。	平成	金融口座 ※	機関の等 企業機械 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融	会 を	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らって	普通預でさい。	印
提込金融機関 以これだ 3.上平証	反 振 金 口請金 通 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	金融機名人と一般を表している。 一般 一般 名人と 一般 名人と 一般 名人と 一般 3 との 1 とり は 1 と	関 名 人じ座 6ケタ以 分にがな	のいる ・ 銀 作 と は と は と は と は と は と は ま ま ま ま ま ま ま ま	で 漁 協とす下語 は、て、はます。等すます。 は、て、はます。等すます。 は、このでは、まず、では、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、まが、	記座編組 用合労働 記記 号の 生命の 事事 ままり ままり ままり ままり ままり おままり ままり ままり ままり まま	さい A 信中 () () () () () () () () () (ットバン 別組合 ・職所得別ので以上に になった。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	クは、お本本所のでは、お本本所のでは、お本本所のでは、お本本所のでは、おりのでは、おいまでは、本本のでは、本本のでは、またのでは	取扱い 支 支 を する ない。 を	昭和 昭和 振込・ 振込・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た。 た店舗 「「おおおります」 「おおります」 「おいます」 「おいますます」 「おいます」 「おいますます」 「おいますます」 「おいますます」 「おいますます」 「おいますます」 「おいますます」 「おいますますます」 「おいますますますますます 「おいますますますますますますますますますますますますますますますますますますます	平成	金融口座 ※	機関の等 企業機械 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融機 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融 ・金融	会 を	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	らって	普通預でさい。	印

退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

	豊島	年 税	月 日 務署長			年分	退職退	版所得 職	の労	を給に得	関す	る甲行	書書				年3.者受人	**
退	所ィ	在 地	町村長 殿 〒 170-80 東京都豊)55	東洲 级	1.24.	1	====	Τ	現	住 所	₹	V34 (24				14	<u> </u>
退職手当の	(住	所)	水水即五			袋ビル		Ė	あか	氏	名							•
の支払者	名(氏	称(名)	独立行政建設業退			者退職業本部		斉機 構	なたの		番号	1	1 1	1 ,	1	1	1 1	1
者の		番号)	※提出を受け	District Control	1		1		3	1 1 27 - 32	年1月1 生の住所							
			こは、全ての	人が、	記載して					退職手	当等の	支払を引	とけたこ	とがない	場合には	は、下の	B以下の	D各欄
A	① 退		等の支払を受		10,2	年	月	l E	3		退職手		出先から		年年	月月	日日	4
	2		一般	ſ		生活		October	-	うち 特定征	处員等 對	助続期間	1.77	至	年年	月月	日日	-
	退職	の区分	等障害	l		Li. mi.	有 ·	無			うち 重複		*	自至	年年	月月	日日	133
	あ	なたが	本年中に他	にも退		W. C.	と受け	けたこ	-	る場合	には、	7	1	載してく	<u> </u>	755	71622	
			支払を受けたついての			中	月	B	(5)	320	① の)	4		自至	年年	月月	日日	4
В	間	7 3 4	12 24 . CV	2000	至		月	H		うち特定行	2員等勤	助続期間	有無		年年	月月	日日	3
	5	ち特定征	投員等勤続 排		有 自 至	年年		日 :	F		うち 重複勤績		有無	自自	年年	月月	日日	3
*			前年以前4										る一時金	の支払を	受ける場	合には、	、14年内)	に退
С	⑥ 前	年以前	支払を受け 4 年内 (その こ基づく老舗	の年に品	確定		月	りし棚に	7	③又	は5の	勤続期	間のう		年	月	日	3
	して	支給され	れる一時金の は、14年内	D支払を	を受		月	55	1	いる期				至	年	月	日	
			ての勤続期		W. J2		,,				ち特定を		100000000000000000000000000000000000000		年年	月月	日日	3
			の退職手当場合には、												期間の	全部又	は一部が	通算
	® A	の退職 続期間	手当等につ(③)に通算	いてされ	64 /	年	5		F 00	③又 5、⑧又	は⑤の は⑨の	勤続期 勤続其	間のう間だけ	- in	年	月	日	3
		の退職	手当等につ	(1.5	至	年 丿	1	В		いりなく	る部分の	り期间		至	年	月	日	
D		ち 定役員等	穿勤続期間		1000	年 月年	70	日 日	F	申	ち 定役員	等勤続期	相 無	2 to 100	年年	月月	日日	3
			手当等につ		自	年 丿]	B '	F W	(7) b (1	0の通第	企 期間		自	年	月	日	- 5
	た前		手当等につ	LIT	至	年 丿	1	B			y v y ME y	1-701114		至	年	月	日	
	5	ち	穿勤続期間			年 月年 月		B 4	F	(V) 5	ち と回のii	直算期間	1	自至	年年	月月	日日	- 4
	-1-33		の退職手当等						赦して			-20,000						
- 1	区	払を受	手当等の支 受けること った年月日	収	入 金(円)	38	源 数 収 :	Man nagara	市町		収税 道府県 (P	民稅	支担け	たの	支 (4		の所で	
	分								(1	1/	- VI	4/			ž			
E	分一般	nž .												 	1			
Е		₹ .													r.			

- - ては、延滞金を徴収されることがあります。
 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に
 添付してください。
 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった動続期間に特定役員等動続期間が含まれる場合は、その旨並びに
 特定役員等動続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

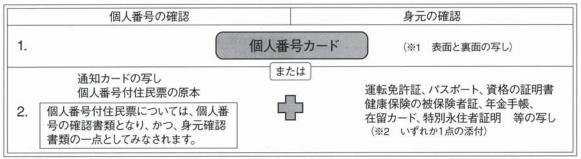
27.06 改正

個人番号及び身元確認のための書類

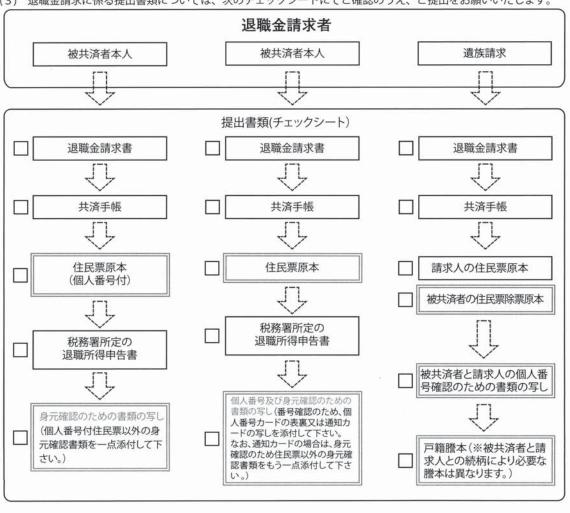
個人番号及び身元確認のための書類

退職金を請求する場合は、建退共における身元確認書類としての「住民票(原本)」のほか、「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり、個人番号及び身元確認のための書類の提出をお願いしております。

- (1) 個人番号及び身元確認のための書類については次のとおりです。
- (2) <u>個人番号付住民票</u>については、建退共における身元確認書類としての住民票(原本)と兼用できますが、その場合には、<u>個人番号付住民票については、原本の提出をお願いします。</u>



- ※1 顔写真の表示のある個人番号カードは、表面と裏面の写しを提出いただくことで個人番号と身元の確認書類となります。※2 顔写真の表示がない身元の確認書類としては、二種類の提出が必要ですが建退共における身元確認書類として住民票を添付していただくことから、住民票以外の身元の確認書類をもう一種類提出して下さい。
- (3) 退職金請求に係る提出書類については、次のチェックシートにてご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

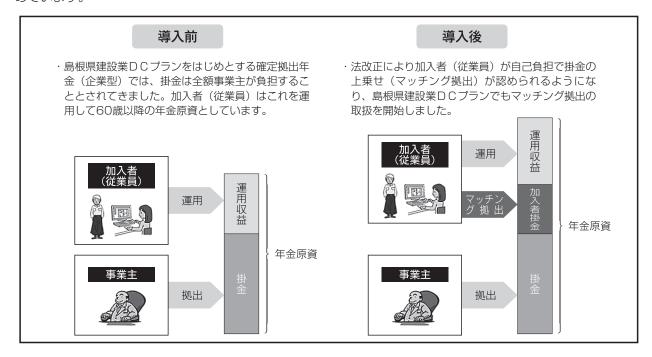




マッチング拠出制度について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度(島根県建設業DCプラン企業型年金規約)は、現在12年が経過し、加入事業所が95社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法(平成23年8月交付)の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉である「従業員拠出(マッチング拠出)の解禁」について平成24年度から対応を始めています。



マッチング拠出制度は、加入者(従業員)にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められています。(制度導入済21社)

(参考) 確定拠出年金の税制

マッチング拠出による加入者掛金は全額非課税となります。

運用時・給付時の課税はマッチング拠出による上乗せ分も含めて従来どおりの優遇措置があります。

拠出時	事業主掛金	全額損金算入、かつ給与所得とみなされない
1处山时	加入者掛金	全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除適用)
į	軍用時	運用益非課税 年金資産に特別法人税・特別住民税課税(平成11年4月から凍結中)
		給付の種類によって課税
		■老齢給付金:年 金…雑所得(公的年金等控除適用) 一時金…退職所得(退職所得控除適用)*
糸	合付時	■障害給付金:年金・一時金とも所得税・住民税非課税
		■死亡一時金:「みなし相続財産」として相続税課税 (法定相続人1人当たり500万円まで非課税)
		■脱退一時金:一時所得として所得税・住民税課税

||(公財)建設業福祉共済団からのお知らせ||

建設共済保険(法定外労災補償制度)

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません!

- 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。
- ◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険:過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性<も膜下出血により死亡) 保険金合計 2,000 万円 (被災者補償保険金 1,000 万円) (諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円 (被災者補償保険金 1,500 万円) (諸費用補償保険金 1,500 万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により障害等級第1級)

(被災者補償保険金 1,000 万円) (諸費用補償保険金 1,000 万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員5名が被災。(土砂に埋ちれ5名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円) (5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円)) (5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円 (被災者補償保険金 2,000 万円) (諸費用補償保険金 2,000 万円)

【建設共済保険の特長』(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- ●安全衛生用品の頒布
- ●女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ●安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団 Tel 03-3591-8451

URL:http://www.kyousaidan.or.jp/



│ 建設共済保険

取扱機関

-般社団法人 島根県建設業協会 ____ Tel 0852−21−9004



大切な社員と会社を守りたい。

ますます制度充実

建設共済保險

法定外労災補償制度



完成工事高契約 会員加入状況

地区	加入企業(会員)	会員 加入率(%)
松江	47	73.4
安来	20	100.0
雲南	38	92.7
仁多	14	100.0
出雲	51	69.9
大田	12	36.4
邑智	35	92.1
浜田	20	34.5
益田	11	44.0
鹿足	12	57.1
隠岐	19	59.4
合計	279	66.6

「建設共済保険」の他にも、

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上) の子供に対して、要保育期間および小学 校から大学までの在学期間中、返済不要 の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人建設業福祉共済団

■取扱機関: (一社)島根県建設業協会

次のような事業を行っています。

〒690-0048 松江市西嫁島 1-3-17 Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

建設共済保険